

## 株式会社川畠建設 行動計画(第10回)

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年 2月 1日～ 令和10年 1月31日までの5年間

### 2. 内容

次世代育成対策推進法の趣旨に則り、ワークライフバランスの向上による従業員が活躍できる環境づくり

目標1：長時間労働の削減、有給休暇取得促進に努め、心身の健康を促進する。

#### ＜対策＞

- 令和5年2月～ 所定外労働の現状を把握
- 令和5年3月～ 業務改善(作業の効率化及び不要な業務の洗い出しについての検討)により長時間労働の削減を図る。
- 令和5年4月～ 計画的に有給休暇を設定するよう定期的に周知し、取得を促進する。

目標2：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の概要についてのリーフレットを作成し、全従業員に配布し制度の周知を図る。

#### ＜対策＞

- 令和6年7月～ 取組み内容について検討開始
- 令和6年9月～ 制度に関するリーフレットの作成・配布や朝礼などを通じて全従業員への周知

以上